

# 平成 26 年度第 5 回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成 26 年 8 月 26 日（火）  
午後 2 時 31 分～午後 4 時 32 分  
場 所：大和市保健福祉センター  
5 階 501 会議室  
欠席者：清水委員、佐藤委員  
傍聴者：1 名

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日第 5 回の会議となりました。次第にもあるとおり、各部会で検討された計画策定の状況と保育料の検討状況が報告されます。具体的な内容で活発に審議していきたいと思えます。皆様の忌憚のないご意見をたくさん頂ければと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 3 大和市子ども・子育て会議への諮問について

・諮問書の交付

## 4 議事

### ( 1 ) 第 4 回支援事業計画策定部会の報告

会長：( 1 ) 第 4 回支援事業計画策定部会の報告について、小笠原支援事業計画策定部会職務代理からご報告をお願いします。

支援事業計画策定部会職務代理：第 4 回支援事業計画策定部会において、意見交換、質疑応答が行われたことを報告。

会長：ただいまの説明におきまして、ご意見がありましたらお願いします。

委員：なし。

### ( 2 ) 第 2 回基準等検討部会の報告

会長：( 2 ) 第 2 回基準等検討部会の報告について、靄山基準等検討部会長からご報告をお願いします。

基準等検討部会長：第 2 回基準等検討部会において、意見交換、質疑応答が行われたことを報告。

会長：ただいまの説明におきまして、ご意見ありましたらお願いします。

委員：なし。

( 3 ) 次世代育成支援行動計画 ( 平成 25 年度分 ) の評価について

会長 : ( 3 ) 次世代育成支援行動計画 ( 平成 25 年度分 ) の評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 次世代育成支援行動計画 ( 平成 25 年度分 ) の評価について、資料 1-1、1-2 により説明。

会長 : ただいまの説明におきまして、ご意見がありましたらお願いします。

委員 : なし。

( 4 ) 子ども・子育て支援事業計画の策定について

会長 : ( 4 ) 子ども・子育て支援事業計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 子ども・子育て支援事業計画の策定について、資料 2-1、2-2、2-3 により説明。

会長 : ただいまの説明におきまして、ご意見やご質問等がありましたらお願いします。

委員 : 放課後児童クラブについて、基本的に 6 年生まで対象となるのは保護者にとってはよいことだと思うが、場所の確保をどのようにするのかを心配している。暑い時は、放課後児童クラブの部屋とは別に、クーラーの入る部屋を、時間を決めて使用している。子どもの健康面を考慮した場所の確保をどのように考えているのか。

事務局 : 場所の確保については、南部など教室に余裕があるところは、教育総務課の施設担当と教室の確保ができないか調整しています。本市には放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室や放課後寺子屋やまとなど、放課後児童を対象にした事業があり、高学年の児童のニーズに合った事業と連携、協力を図り対応できるように調整していきます。

委員 : 放課後寺子屋やまとについては、教室で困ることはないが、放課後子ども教室は 9 月から直接参加が原則となる。6 年生と 1 年生では下校時刻が違うため、授業やクラブ等学校の活動時間内に、子ども達をどこで待機させるのか悩ましい。実際に制度を導入する前にお互いに条件を確認し、子どもの安全や健康面を考え、話し合ってからスタートしてほしい。

委員 : 国から指針が出されまだ決まっていない事が多い。放課後子ども教室と児童クラブを融合して一体的にという表現はあるが、指針には児童クラブの専用室を設けなさいと明記してあるので、そこは区別する必要があると思う。大和市は国の指針を踏襲するスタンスのようであり、寺子屋や放課後子ども教室とを融合するにせよ、その目的が違うので、児童クラブに専用室が必要であるという考え方も踏襲するべきである。児童クラブは家庭に変わる生活の場であり、生活の基盤となる場所で子どもの人権を守るという観点を崩してはいけないというのが学童側の意見である。量的な確保は

急務だが、質を蔑ろにしてよいわけではないので、関係各所での慎重な議論が必要である。

委員 : 利用者支援事業については、確保の内容が箇所数になっている。どれだけの相談者が来るのか推計値はとれないと思うが、体制として対応する人材をどのように整備するのかを、今の段階では描ききれないのか。何となくざっくりとした感じが否めない。

事務局 : 新規事業であり、国の手引きとおりに箇所数での掲載を提案しています。具体的にどのような方をお願いをして、どのような体制でというのはこれからで、計画の中でもどこまで書きこめるのか、まだわかりません。引き続き検討していきたいと考えています。

委員 : 利用者支援事業はとても大事であると考えている。窓口における保育所への入所相談件数や、それに対応する人数が目標になると思う。行政スタッフが対応するという基本的な考え方もあると思うが、利用者が行ったときにスムーズに対応できるように厚い手立てをお願いしたい。

会長 : その他にいかがでしょうか。

委員 : なし。

#### (5) 保育料について

大和市情報公開条例第七条三号に基づき、議事を非公開とする。

(傍聴人退席)

会長 : (5) 保育料について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 保育料について、資料 3-1 及び当日配布資料により説明。

会長 : ただいまの説明におきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員 : 保育所の現行の国基準と新制度での国基準について、保育料は保護者から自治体に入る金額で、事業者に入る金額とは関係がないということでしょうか。保護者がいくら負担するのかということか。

事務局 : 運営の話と一緒にすると混乱してしまうので、ここでは保護者が支払う保育料に焦点を当て議論いただきたいと思います。

委員 : 幼稚園の保育料は、保護者が幼稚園に月額で支払っていると記憶している。保育所の場合は自治体に支払うのか。

事務局 : 保育所の場合は自治体に支払い、幼稚園は保護者から幼稚園に支払います。

委員 : 基本的に月謝のほかに、給食費が毎月必要となる。

委員 : その平均額が 25,700 円ということか。

事務局 : 25,700 円は給食費を含まず、教育費や授業料のみです。その他に、バス代や給食費などの実費徴収があるので、負担する額はもっと大きくなると思います。

- 委員 : 保護者が支払うものは、認可保育所の場合は自治体に入り、幼稚園の場合は幼稚園に入るといふことか。
- 事務局 : そういふことになります。国は保育所、幼稚園ともに金額を設定し、幼稚園はその金額に対して不足部分を新制度で穴埋めするといふ考え方です。元々は保育所も同じ考え方でしたが、政党間の駆け引きにより、市町村による保育の実施責任といふ児童福祉法の考え方が残りました。幼稚園の場合は個人契約になりますので、保護者が保育料を支払い、不足分を国や市が穴埋めするといふ考え方になります。保育所も同様に制度を作ろうとしましたが、保育の実施責任を残すことになり、国が決めた金額を全て委託料として払いなさい、その代わり保育料は全額市が徴収してよいといふ形に変わりました。それぞれの施設でどれだけのお金がかかるか、その上限については国が決定するといふことになります。
- 委員 : 今回の話といふのは、教育を受ける保護者が支払いをするといふことだが、保育施設で働く方の収入にも影響するといふことになるのか。
- 事務局 : それは関係ありません。運営費と保護者が支払う保育料は別のものとして考えていただいて、制度上のアンバランスがある部分についてどのようにするかを議論いただきたいと思ひます。人件費などは、その施設にいくらかかるのかといふ公定価格の議論になります。考え方としては、全体でいくらかかるかといふ決まった金額があり、保護者から保育料をもらい、差額を国や自治体が穴埋めをするといふ形で、全体で保障するといふことです。運営費は経営上の話になるので、別の話になります。
- 事務局 : 部会での議論の紹介をしますと、意見が割れました。同じサービスを受けるのだとしたら値段は低い金額で統一させた方がよいといふご意見と、そもそも制度が違うので、保育所と幼稚園では需要が異質なものであるため、無理に統合する必要はないのではといふご意見とに別れました。
- 委員 : 子育て経験の中で、幼稚園も保育所も利用したことがあるが、利用する時によって幼稚園に預けたい、保育所に預けたい、その時のニーズで選んだ。幼稚園と保育所では「教育機関として」「保育が欠けて」と、感覚が違う。保護者の負担は同じにできればよいとは思ひますが、難しいことを敢えて一緒にすると、大変な事を考えなければならない。
- 委員 : 幼稚園と保育所は違うといふことで、仕方がないと思ひます。認定こども園の場合には、幼稚園の教育の時間は一緒にいて、幼稚園機能を利用する子どもは 14 時に帰り、保育が必要な子どもたちは園に残る。同じ環境で同じ教育を受けているのに、幼稚園機能を利用する子どもの方が、料金が高く、朝早くから来て長くいる子どもの方が、料金が安いといふ状況もある。違う園で違う環境であれば納得がいくが、幼稚園の保護者は、同じ環境で同じ教育を受けているのに、朝早くから夜までと保育時間の長い保育所利用の方が安く、時間が短い幼稚園を利用している自分の方が高く支払うとい

うことは到底納得できないと感じる。

事務局 : 補足しますと認定こども園は、幼稚園と保育所を一緒にした施設で国が考えています。どのような利用方法かという、保育が必要な子どもも幼稚園の子どもも、一緒に施設で同じ教室で教育を行うものです。運営方法は、保護者が働きに出るお子さんは7時頃に登園し、9時頃幼稚園のお子さんがバス等で登園します。そして、14時に幼稚園のお子さんは降園し、保護者が迎えに来るまで保育が必要な子どもは残るといふものです。料金については各市町村でも、同じ施設で両方の子どもを対象とする時に、どのように説明するのかという事が出てきているようです。現状でも同じことが起きているので、新制度に移行してもこの状態が続くことになり、その時に説明が難しいというのは確かにあります。

会長 : 不公平感はぬぐえないと思う。今回の新制度の開始にあたり、これまでは幼稚園は教育機関と考えていましたが、今後は考え方が違ってくると感じている。幼稚園に入れていても仕事をしたいというお母さんが増えている。また、前後の預かり保育や延長保育を使っているお母さんが増え、今後も増えていくと予想される。そう考えると、教育機関に入れたいというだけではなく、幼稚園の在り方や考え方が変わってきていると思う。そこで不公平感が生じるのは、どうなのかと思う。

委員 : 幼稚園は預かり保育をやっているが、それに少し輪をかけた程度と置いていた方がよいのではないか。コアタイムの前後が保育所というよりは、幼稚園の預かり保育を延長した形というイメージを持った方がよるしいのではと考える。

事務局 : 認定こども園もいくつか種類があり、幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の合体版です。幼稚園型認定こども園は、幼稚園機能を活かしつつ延長保育を充実させていき、その前後を支援していこうというところ。考え方として、入口が少し違うかもしれません。最初から違う施設が一緒になるといふ所と、今ある幼稚園を拡充してお母さんの支援をするといふ所と、成り立ちの違いは当然あると思います。

委員 : 認定こども園には色々種類があり、内容が違うということは分かった。内容に関係なく、時間が短い人より長い人のほうが安いといふのは、矛盾すると思う。そうすると認定こども園をまず基準として、幼稚園はいくら、11時間保育で預けるといふくらと、考えるべきではないか。その保育料に合わせて、認可の保育料を出すわけにはいかないのか。

事務局 : 資料をご覧いただきたいのですが、国の基準自体が時間での整合が取られていません。時間での整合を取ろうとする場合の問題点として、市の持ち出しが増えることが考えられます。財政を圧迫しますので、他の施策にシワ寄せが出てきます。

委員 : 幼稚園から、認定こども園になる園が少ないと聞いた。認定こども園に手

を挙げている園は、利用者に格差のない料金で保育をしていただきたい。幼稚園に入れたい方は、幼稚園の特徴をよくわかっていて、その金額を払うと思う。認定こども園については、同じ所に通うのだから同じ料金であってほしい。

委員：お金の問題が一番になっていると聞く。一番大事なのは、保護者のニーズがどういうところにあるのか。保護者がどう思うのかというところを大切にすべきではないだろうか。利用者支援事業でどのようにしていくかの話があったが、そのような部分でどう変わっていくかなど制度をきちんと伝えたと判断になっていくのではと感じる。

委員：幼稚園と保育所の趣旨の違いはよく分かるが、市民感覚としては幼稚園に行ったら働きたいというお母さんが増えているのは事実だと思う。時間云々ではなく、幼稚園がすごく高いというのが疑問に感じる場所である。幼稚園と保育所の差を縮めていく感覚があってもよい。ニーズに合わせて預けるが、あまり差がないことが重要ではないか。

委員：通常の経済原理から言っても、同じサービスで同じ料金というのが常識だと思う。幼稚園の独自のサービスで高い料金を取ることはよいが、同じサービスで長い時間の方が安く受けられるというのは問題がある。サービスの部分に違いがあれば仕方がないが、行政の負担の部分でどう考えるか。大和市にお子さんがたくさん来てほしいので、料金を安くするという考えもあるが、通常では同じサービスは同じ料金でということではないか。

委員：先ほどからシンプルに幼稚園は高い、保育所は安いというお話があるが、それは違うと思う。収入に応じて保育料は違うため、高額所得の方が保育所に行くとも月額10万円くらいと相当高く、当てはまらないという感覚がある。また、同じ税金を払って公平にという考えがあれば、現行の幼稚園でも就園奨励費という補助的なものがあるので、就園奨励費の方を少し近づければよい。それが意味全体の公平感があるのではと感じる。認定こども園でもコアタイムの教育部分については基本的に同じはずである。一番の違いは2号認定で保護者が働いているかどうかであり、高収入であれば保育料は高くなる。新制度がはっきりしていなくてあやふやなことが多く、幼稚園に対しては、文部科学省から無償化という話も出ている。不安定な要素の多い制度なので、現行のまま1~2年は様子を見たほうがよいのではないかという気がする。

委員：制度設計としてはせめて階層区分が同じになれば、もう少しわかりやすくなると思う。所得税額込みで、どっちが損得という話ではないが、認定こども園で同じ教育を受けられる場での格差は問題である。そうするとせめて階層区分を同じようにしてもらわないと分からない。

事務局：各市とも決め兼ねているのが実情です。本日は皆様からいろいろとお話をうかがえたので、市としての方針が出ましたら、またこの会議の席上

で報告をさせていただき、再度ご意見をうかがう機会を設けたいと思っております。

会長 : ただいまの件については議論を尽くしたということによろしいでしょうか。

委員 : 了承。

#### (6) その他

事務局 : 今後の会議日程について説明を行う。

・第6回子ども・子育て会議は、9月30日(火)午後2時から、  
保健福祉センター5階501会議室で開催予定

・第5回支援事業計画策定部会は、9月9日(火)午後2時から、  
保健福祉センター5階501会議室で開催予定

会長 : ただいまの説明について、ご質問はございますか。

委員 : なし。

会長 : 以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

#### 5 閉会

職務代理よりあいさつ。

長時間に渡り審議をいただきありがとうございました。本日は保育料という難しい議論で、結論がつかないというのが正直なところだと思います。幼稚園と保育所という所管が違う事業を1本化するところの難しさだと思いますが、新制度で性急に物事を決めていくのはどうなのかと、十数年前の介護保険に直面した者としては同じ感想を持っています。とは言え、平成27年4月から施行ということは決まっています。また、各地区での説明会でお母様方からも多くの意見が出されたと聞いています。委員の皆様の意見にプラスして実際にサービスを利用される方の意見も、審議や議論の糧になればと思いますので、事務局の皆様も大変だと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。本日はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上